

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

こどもみらい住宅支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者）並びに乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約（以下、「契約」という。）を甲と締結する消費者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等）は、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「マニュアル等」という。）をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ハ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- （ロ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局（以下、「事務局」という。）の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ハ）甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報、以下の態様により開示または利用される場合があること
- ① 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
 - ② 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
 - ③ 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表される場合があること
 - ④ 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
 - ⑤ 甲及び乙が、（イ）に違反する事実がある場合に当該他の国

の補助事業の所管先に提供すること、または（イ）に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条（申告）

- 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が（イ）及び（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとする。
- （イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- （ロ）暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。
- （イ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
- （ロ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅における、自ら居住することを要件としないリフォームに係る交付申請を除く。）

第3条（交付申請等）

- 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告等、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しな

ければならない。

第 4 条（補助金の支払と還元）

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）または（ロ）のいずれか早い時期に甲に交付される。

（イ）令和 4 年度末日

（ロ）甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

① 契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法

② 現金で支払う方法

第 5 条（損害賠償）

甲及び乙は、本規約第 2 条において虚偽の申告をし、または本規約第 3 条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第 6 条（補助金の返還等）

甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第

1 5 に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和 4 年 2 月 1 8 日更新

甲及び乙は、本規約を 2 通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、作成にあたっては、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者（必ずしも代表者である必要がありません。）が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日：令和 年 月 日			
【甲】建築事業者または販売事業者		【乙】建築主または購入者	
住 所	〒	住 所	〒
事業者名			
代表者氏名*	印	氏 名	印
*代表者氏名は、請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】※ 1 ※ 2 * 乙が記名	
		住 所	☐ 乙と同居 ☐ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏 名	
		【丙②】※ 1 ※ 2 * 乙が記名	
		住 所	☐ 乙と同居 ☐ 乙と非同居（住宅の完成後に同居します）
		氏 名	

※ 1（若者夫婦世帯として申請する場合）

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※ 2（子育て世帯として申請する場合）

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

記入見本

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式 3)

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

こどもみらい住宅支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者）並びに乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約（以下、「契約」という。）を甲と締結する消費者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等）は、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「マニュアル等」という。）をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。

2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。

3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ハ）の全ての事項について、了解する。

（イ）本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと

（ロ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局（以下、「事務局」という。）の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。）

（ハ）甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報、以下の態様により開示または利用される場合があること

- ① 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
- ② 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
- ③ 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表される場合があること
- ④ 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
- ⑤ 甲及び乙が、（イ）に違反する事実がある場合に当該他の国

の補助事業の所管先に提供すること、または（イ）に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条（申告）

甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が（イ）及び（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとする。

（イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

（ロ）暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者

2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。

（イ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと

（ロ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅における、自ら居住することを要件としないリフォームに係る交付申請を除く。）

第3条（交付申請等）

甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告等、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。

2 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しな

ければならない。

第 4 条 (補助金の支払と還元)

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、以下の (イ) または (ロ) のいずれか早い時期に甲に交付される。

(イ) 令和 4 年度末日

(ロ) 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

① 契約に係る乙の甲に対する債務 (最終支払に限る。) に充当する方法

② 現金で支払う方法

第 5 条 (損害賠償)

甲及び乙は、本規約第 2 条において虚偽の申告をし、または本規約第 3 条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第 6 条 (補助金の返還等)

甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第

15 に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和 4 年 2 月 18 日更新

甲及び乙は、本規約を 2 通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、作成にあたっては、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者 (必ずしも代表者である必要はありません。) が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日 : 令和 4 年 4 月 1 日			
【甲】建築事業者または販売事業者		【乙】建築主または購入者	
住 所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2021 番 1 号	住 所	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
事業者名	株式会社こどもみらい住宅		
代表者氏名*	住宅 支援	氏 名	注文 太郎
*代表者氏名は、請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】※1※2 *乙が記名	
		住 所	☒ 乙と同居 ☐ 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	注文 花子
		【丙②】※1※2 *乙が記名	
		住 所	☐ 乙と同居 ☐ 乙と非同居 (住宅の完成後に同居します)
		氏 名	

※ 1 (若者夫婦世帯として申請する場合)

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※ 2 (子育て世帯として申請する場合)

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。